

役員の報酬（期末手当及び勤勉手当）の改定

地方公共団体情報システム機構第1回代表者会議議決「役員の報酬及び退職金について」（議案第6号）第1項第6号に基づき、役員の報酬（期末手当及び勤勉手当）の改定について、次のとおり報告する。

1 改定理由

国において人事院勧告に基づく給与改定が行われることとなったため、国に準じて、役員の期末手当及び勤勉手当を改定するものである。

2 改定内容

地方公共団体情報システム機構役員給与規程に規定する期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

(1) 令和5年12月支給分

	改定後	改定前
期末手当	100分の67.5	100分の62.5
勤勉手当	100分の107.5	100分の102.5

(2) 令和6年6月以降支給分

	改定後	改定前
期末手当	100分の65	100分の67.5
勤勉手当	100分の105	100分の107.5

3 実施時期

この改定は、令和5年12月1日から実施する。